

○認知症に係る指定医の診断書の提出命令

(第4条の3第2項)

改正 平成26年3月20日 平成29年3月22日

令和4年3月15日

処分基準

令和4年3月15日作成

法令名	銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項	第4条の3第2項
処分の概要	認知症に係る指定医の診断書の提出命令
原権者 (委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	銃砲刀剣類所持等取締法第4条(許可)、第4条の3第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第15条(認知機能の低下の状況を判断する基準)
処分基準	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第15条の基準に該当する場合は、認知症に係る専門医の診断書が既に提出されている場合等を除き、指定する医師の診断を受け、当該医師の診断書を提出することを命ずる。
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室